

麻績村特定事業主行動計画（後期計画）

はじめに

急速な少子化の進行等に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国、地方公共団体、事業主等が一体となり、それぞれの立場で子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本村においては、行政機関の立場から地域における次世代育成支援対策を進めるため、村全体の行動計画にあたる「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するとともに、本村職員の子どもたちの健やかな育成を図るといふ、一事業主としての役割を果たすため、平成17年10月から平成22年9月までを計画期間とする「麻績村特定事業主行動計画」を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立することができるよう職場全体で支援していくための各種施策に取り組んできました。

今般、特定事業主行動計画の計画期間が満了すること、「麻績村次世代育成支援後期計画」が策定されたことに伴い、新たな「麻績村特定事業主行動計画（後期計画）」を策定しました。

平成22年9月1日 決定
麻績村長
麻績村議会議長
麻績村教育委員会
麻績村選挙管理委員会
麻績村代表監査委員
麻績村農業委員会

第1 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画となる「麻績村特定事業主行動計画（後期計画）」の策定・公表・実施を通じ、職員が仕事と子育ての両立を図りやすい職場環境を整え、次代を担う子どもたちの育成を支援することを目的とします。

2 計画期間

平成22年10月1日から平成27年9月30日までの5年間とし、勤務条件に関する制度改正や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとする。

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- (2) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行なう窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行なう。
- (3) 啓発資料の作成・配布・研修、講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- (4) 本計画の実施状況については、各年度ごと課長会議において、職員のニーズを踏まえ、その後の対策実施や計画の見直し等を行なう。

第2 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊婦中及び出産後における配慮

- ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について充実と周知徹底を図り、取得率の向上に務める。
- イ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行なう。
- エ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出産時における父親の休暇の取得の推進

- ア 子どもの出産時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(3) 休暇取得の促進

- ア 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得や授業参観等における年次休暇の取得促進を図る。

2 育児休業等を取得しやすい環境の整備

(1) 育児休業制度等の周知

- ア 育児休業等に関する資料を各課に通知・配布し、制度の周知を図る。

- イ 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行なう。
- ウ 妊娠を申出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行なう。

(2) 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

- ア 育児休業の取得の申出があった場合、各課等において業務分担の見直しを行なう。
- イ 課長会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行なう。

(3) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ア 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌等の送付を行なう。
- イ 復職時に研修等（制度説明等）を実施する。

(4) 育児休業に伴う臨時的任用制度等の活用

- ア 所属内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務遂行することが困難なときは、臨時的任用制度等の活用による適切な代替え要員の確保を図る。

(5) その他

- ア 早出・遅出勤務又は時差出勤を行なっている職員においては、配慮して勤務時間を割振る。

3 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等の取組を推進し、短時間でも乳幼児の託児を行えるようなサービスを実施する。
- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
 - ア 子どもが参加する地域の活動等への職員の積極的な参加を推進支援する。
 - イ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を推進する。